○法務省令第二十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十七条第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報告の義務） **第五十二条**　法第五十七条第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては本邦外の地域を出発した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。 ［一～三　略］ 四　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）及び同法第百二十九条第一項の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（以下この項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が二時間以上である場合　到着する九十分前 五　不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合　到着する三十分前 六　不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合　到着前 七　船舶又は不定期航空機であつて、出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合　到着前	（報告の義務） **第五十二条**　法第五十七条第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合　到着する三十分前 五　航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合　到着前 六　出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合　到着前
［2～6　略］ 7　法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。 一　［略］ 二　本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法第百三十条の二の許可を受けたもの 三　［略］ ［8～10　略］	［2～6　同上］ 7　［同上］ 一　［同上］ 二　本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十条の二の許可を受けたもの 三　［同上］ ［8～10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

○法務省令第二十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の七第六項及び第六十九条の規定に基づき、被収容者処遇規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

法務大臣　金田　勝年

被収容者処遇規則の一部を改正する省令

被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（物品の使用） **第二十四条**　被収容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。 ［一～九　略］ ［号を削る。］ ［2・3　略］ 4　所長等は、第一項の理容用具、運動用具及び娯楽用具については、被収容者の申出により、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、使用させるものとする。	（物品の使用） **第二十四条**　被収容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。 ［一～九　同上］ 十　喫煙用具 ［2・3　同上］ 4　所長等は、前項の理容用具、運動用具及び娯楽用具については、被収容者の申出により、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、使用させるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年六月十九日から施行する。